

ケ グループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査の結果に基づく申請の場合には、企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値等認定書

コ 行政書士等の代理申請による場合には、代理申請に係る委任状

以下サ及びシの書類等については、提出の必要はないが、申請内容に疑義が生じた場合は提出を求める場合がある。

サ 専門技術職員を有する場合は、その職員の登録証等の写し

シ 令和元年度末までの4年間に林野庁、森林技術総合研修所又は森林管理署等が発注した森林土木工事（請負金額が500万円以上のものに限る。）の実績を有する場合は、当該工事に係る契約書の写し、優良工事表彰状（又は表彰通知書）の写し及び工事成績評定通知書の写し（優良工事成績表彰、表彰通知書の写しについては、表彰を受けている場合に限る。）

② 測量・建設コンサルタント等契約

ア 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

イ 技術者経歴書

ウ 営業所一覧表

エ 登記事項証明書若しくは登記簿謄本又はいずれかの写し（法人の場合に限る。）

オ 登録証明書等又はその写し（登録を受けている場合に限る。）

カ 財務諸表類

キ 納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3、その3の2又はその3の3）の写し

ク 行政書士等の代理申請による場合には、代理申請に係る委任状

インターネットによる申請をする場合は、2の(1)の①又は②に掲げるホームページアドレスにアクセスし、3の(1)において入手したパスワードを用いて作成した申請用データを、送信する。ただし、以下のaからeまでの規定によりそれぞれに規定する書類等を別途提出するものとする。

なお、申請者が経常建設共同企業体の場合等、インターネットによる申請ができない場合は、2の(2)の郵送による申請をすることとする。どのような場合が「インターネットに

よる申請ができない場合」に該当するかについては、以下のホームページアドレスへのアクセスにより入手できる競争参加資格審査申請書作成の手引き〔インターネット編〕（令和3・4年度版）を確認することができる。

<http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

a 建設工事契約にあつては、①のキに掲げる納税証明書の写しを令和2年11月2日から令和3年1月15日までの間に別記2に掲げる送付先にファクシミリにより送信すること（ただし、電子納税証明書を送信する場合を除く。）。

b 建設工事契約にあつて、申請者が林野庁、森林技術総合研修所又は森林管理署等が発注した森林土木工事（請負金額が500万円以上のものに限る。）の実績を有する場合は、①のアに掲げる申請書のうち様式1ー3を以下の期間内に、以下の提出場所に持参又は郵送すること。

c 建設工事契約にあつて、申請者が11に規定する合併等により新たに設立された会社等で合併後5年未満の場合は、①のクの書類を以下の期間内に、以下の提出場所に郵送すること。

○ b及びcに掲げる書類等の提出期間  
令和2年12月1日から令和3年1月15日（当日消印有効）までの間とする。

○ b及びcに掲げる書類等の提出場所  
別記1に掲げる「申請書の提出場所」のうち、(2)により申請書の提出先となる森林管理局等の提出場所

(4) 申請書類の作成に用いる言語

① 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、外国語で記載のその他の書類は、日本語の訳文を付記又は添付すること。

② 提出書類のうち、金額欄に外国貨幣額を使用している場合については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

4 競争参加資格を付与しない者

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。な

お、申請者が未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者である場合は、同条の特別の理由がある場合に該当する。

(2) 申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者

(3) 次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過していない者（これを代理人、支配人又はその他の使用人として使用する者を含む。）

① 契約の履行に当たり故意に工事等を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤ 正当な理由なく契約を履行しなかった者

(4) 建設工事契約にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定の許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という）を受けていない者

(5) 経営事項審査の審査基準日が平成30年10月29日以降のものでない者。建設工事契約にあつては、経営事項審査の総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていない者（ただし、当該通知書において当該加入状況が「未加入」であつた後に「加入」又は「適用除外」となった者で、当該事実を証する書類を併せて提出できる者を除く。）。

(6) 建設工事契約にあつては、数人の建設業者が共同して工事を施工する協定により結成した企業体であつて、4の(1)から(5)までに該当する構成員を含む者

(7) 測量・建設コンサルタント等契約にあつては、測量・建設コンサルタント等の営業に関し、法律上必要な資格を有しない者

(8) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

5 競争参加資格の申請に有効な経営事項審査の総合評定値通知書

一般競争（指名競争）契約の参加資格の申請をする直前に受審した経営事項審査の総合評定値通知書で雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該加入状況が「未加入」であつた後に「加入」又は「適用除外」となった場合は、当該事実を証する書類を併せて提出すること。

6 競争参加資格の審査

(1) 建設工事契約 4の競争参加資格を付与しない者以外の者の資格審査については、以下の総合数値をもって行い、等級の区分を設けている業種にあつては、当該総合数値に応じて等級の格付けを行う。

総合数値の算定方法

ア 経営に関する客観的事項の審査数値・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ A

イ 専門技術者に関する審査数値・・・・ B

ウ 工事成績の審査数値・・・・・・・・ C

審査結果の総合数値算定方式 A + B + C

なお、建築一式工事については、経営に関する客観的事項の審査数値をもって総合数値とする。

(2) 測量・建設コンサルタント等契約 4の競争参加資格を付与しない者以外の者の資格審査については、以下の総合数値をもって行い、当該総合数値に応じて等級の格付けを行う。

総合数値の算定方法

ア 年間平均測量等実績高の審査数値・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ A

イ 自己資本額の審査数値・・・・・・ B

ウ 流動比率及び営業年数の審査数値の合計値・・・・・・・・・・・・・・・・ C

審査結果の総合数値算定方式 A + B + C

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、文書にて通知（郵送）する。

8 資格の有効期間及び更新手続

(1) 競争参加資格の有効期間 令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。なお、郵送による申請の場合であつて、2の(2)に掲げる期間経過後に申請した場合は、資格を付与されたときから、令和5年3月31日までとする。